

A : 全住宅の総床面積(坪)

B : 全住宅の固定資産総額

C : 全家屋の総床面積 A + α (事業専用)

D : 全家屋の固定資産総額

E : 全住宅の家賃総額 = Q(住宅調査の1畳当り家賃) × t(平均畳数) × r(住宅数)

F : 全住宅の坪当り家賃 = E ÷ A

$$G : \text{全家屋の坪当り家賃} = F \times \frac{D}{C} \times \frac{B}{A}$$

全家屋の家賃総額 = G × C

(2) 個人所有家屋の家賃総額

(1) で求めた全家屋の家賃総額に30年の「国富調査」(経済企画庁)より求めた私有建物総額にしめる個人所有建物(法人分、個人自己所有生産用を除く)の割合を乗じて算出する。

(3) 個人所有家屋の家賃純額

個人所有家屋の家賃総額から物的経費を控除して求める。物的経費には修繕料、火災保険料、管理費、減価償却費および固定資産税があり、それぞれ次のようにして求め合算される。修繕料、火災保険料および管理費については「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」(建設省)より、坪当り実際家賃に対するこれらの経費割合を求め、これを個人所有家屋の家賃総額に乗じて算出し、減価償却費は同調査より坪当り実際家賃に対する純平均減価償却費の割合を求め、これを個人所有家屋の家賃総額に乗じて推計する。固定資産税については「土地家屋調査」(自治省)より求めた家屋および宅地坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて算出した坪当り平均税額に個人所有家屋の床面積および宅地面積を乗じて求められる。

3. その他の

個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。

まず、「法人企業統計年報」の付加価値額に対する無形固定資産価額の割合などを参考にして、国民所得総額より国内無形固定資産総額を推計し、これが

ら個人所有の国内無形固定資産額を各年について求め、その傾向を「富裕財産価額種類別表」(国税庁)の無体財産評価額等から算出した28年度の基準年次の計数に乘じて推計される。

個人利子所得

個人が政府や民間企業から受取る「貨幣利子」および「帰属利子」からなる。

「帰属利子」とは、銀行などの金融機関の生産活動を評価するために設けられた項目で、金融機関の生産物すなわち銀行が行なう預金の保管、出納事務等の無償のサービス(帰属サービスという)に見合って個人の預金者がうけとるものとみなされる所得である。具体的には、金融機関における投資運用収入と支払利子の差額のうち個人の預金に帰属する部分および生命保険会社によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用純収入が計上される。個人の預金者等の資金提供者は、この帰属利子を一度自分のものとして受け取って金融機関等からの無償のサービスの購入に支払ったと考えるのである。したがって、この「帰属利子」は個人利子所得に計上されるとともに「個人消費支出」に「帰属サービス」購入として計上される。

なお非生産的なものとみなされている個人の受取る政府公債利子や消費者金融による利子所得も本項目に含まれるので、政府と消費者の負債利子で一括控除される。

1. 貨幣利子

全国銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利息を求める、これから個人、法人別預金残高などを基礎として、個人分の預金利子を推計する。また有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分も計上される。

なお30年推計より個人預貯金利子の信託分と生命保険および損害保険の利子を統合して信託保険利子として計上している。

2. 帰属利子

(1) 一般金融機関

一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、預金、債券、借用金などに対する利息および日本銀行からの借用金利子を控除したものに、個人、法人別預金残高などをもとにして求めた個人分の比率を乗じて、個人分（営業性預金は除く。）の帰属利子を推計する。

(2) その他の

大蔵省銀行局保険課の資料によって、生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差引いた残額が個人分の帰属利子として推計される。

なお、労働金庫分は30年以降その損益計算書により貨幣利子、帰属利子の両方に追加されている。

法人所得

法人所得とは、法人格を有する企業（外国法人を含む）が一定期間中に稼得した利潤である。

各法人は、事業年度終了後2カ月以内に、法人税申告書を税務当局へ提出しなければならないが、この申告書に記載された計数が推計の出発点となる。これは国税庁の内部資料から求められる。

この申告に対して、税務当局は調査を行ない税法に沿った所得金額や欠損金額に修正するので、税務調査の処理実績から所得の増差率および欠損の減差率を求めて、これを申告計数に適用して修正後の法人所得を得る。

つぎに、この税法上の法人所得を、国民所得の概念に一致させるために次の措置をとる。

1. 損金に算入することが認められている各種準備金、引当金のうち当期純増分は、利益の留保とみて「法人企業統計」、国税庁内部資料等によって加算する。

2. 輸出振興の見地から損金算入を認められている輸出所得の一部は、利益の留保とみて国税庁内部資料等によって加算する。

3. 一定限度額以上の交際費は、損金経理を認められず益金に加算されているが、事実上企業から支出されているので、国税庁内部資料等によって減算す

る。

4. 日本銀行の国庫納付金は、日本銀行法の規定により利益に算入されないが、利潤であるので日銀決算書によって加算する。

以上で税法上の法人所得から国民所得上の法人所得が推計されるわけであるが、最後に、法人が海外から受取り、または支払う利子、特許権使用料等は、分配国民所得系列における「海外からの純所得」の項目で一括してとらえることになっているので、ここでは国際收支統計の資料によって支払分は加算、受取分は減算する。

法人所得の処分は、「法人税」、「個人配当」および「法人留保」の3項目に区分される。

「法人税」は、国税である法人税ばかりでなく、法人負担のいわゆる住民税が含まれるほか、日本銀行納付金、懲罰没収金、弁償違約金等の税外負担も含まれ、収納額から算定する。

「個人配当」は、配当（法人に対するものを除く）と益金処分の役員賞与からなるが、配当額は株式と投資信託に分け、税務当局の源泉徴収記録、個人株式所有割合、投資信託応募状況等から推計し、賞与額も源泉徴収記録に基づいて推計する。

「法人留保」は、法人所得から「法人税」と「個人配当」を差引いて求められる。

官公事業剰余等

第3表 財政収支の官公事業剰余等の項参照。

海外からの純所得

第4表 海外収支の海外からの純所得の項参照。

政府と消費者の負債利子

政府が官公事業以外でもっているすべての負債に対する利子と消費者の負債利子からなる。これらは、分配所得の推計過程で分配所得の構成項目に含まれるから控除されなければならない。

1. 政府の負債利子

企業会計以外による国債整理基金特別会計の支出済額と、地方財政の普通会計の決算額から、国債、地方債の利子および借入金利子を求める。

2. 消費者負債利子

質屋、金融機関等が消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

質屋については、質屋組合連合会資料ならびに厚生省公益質屋実態調査等より求めた33暦年の推計額を基礎にして「家計調査」の勤労世帯、全都市平均借入金と「農家経済調査」の全国平均負債利子の33年計に対するそれぞれの四半期傾向を指数化したものを6：4で総合したものによって延長推計される。

金融機関の利息收入は全国銀行、相互銀行、信用金庫については、それぞれ日銀調、産業別貸出残高の「その他」の分に貸出利率を乗じて算出される。

農協組（農業協同組合）については「農家資金動態調査」（農林省）に基き農協組平均貸出残高中の個人消費資金相当分を求め、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて算出される。

なお労働金庫分は30年以降その損益計算書によって追加されている。

第8表 国民総支出

国民総支出

国民所得または純生産物の価値は、分配された国民所得の受領者が、その期間に生産された財貨やサービスを購入する面で、すなわち所得を支出する面でとらえることができる。この支出面でとらえた国民所得を国民支出とよぶ。

ここでいう国民支出、すなわち最終需要者によって購入された財貨サービスとしてとらえられるものは、生産過程で消費される原材料や燃料のような、他の生産物にくみいれられる中間生産物を含まないところの最終生産物の価値である。

この国民支出は、生産国民所得や分配国民所得が要素費用ベースで評価されるのに対し、通常市場価格ベースで評価される。また、国民支出の構成項目である資本形成が資本減耗引当を含んだ総資本形成で計上されるときには国民総

支出とよばれる。

わが国の現行国民所得勘定では、この国民総支出が、国民総生産に対応して、全体的な勘定体系を構成する諸項目のなかで、もっとも基本的概念としてとりあげられている。

国民総支出の構成項目は、この第8表においては、個人消費支出、国内民間総資本形成、経常海外余剰、政府の財貨サービス購入の4項目にわけられているが、「国民総生産と総支出」の総括勘定の国民総支出の側においては、個人消費支出、政府の財貨サービスの経常購入、国内総資本形成、輸出と海外からの所得および輸入と海外への所得（控除項目）の5項目に分けられ、各個別勘定の関連の諸項目と接合せしめられている。

国民総支出の額やその構成をあきらかにすることによって、国民の消費水準、資本蓄積の程度、財政の役割、国民経済の海外依存度などを調べる目安が得られる。

個人消費支出

個人消費支出は、家計および民間非営利団体（個人にサービスを提供するものに限る）の財貨サービスに対する支出である。ここでいう財貨サービスに対する支出というのは、消費者に売渡された最終生産物の価値を測るものであって、現金支出を伴うもののほか、月賦や信用買いによる購入もその期間の消費に含まれるが、家計間の仕送金・贈与金などは含まれない。

また一般に住居費と考えられる住宅の購入、建設は個人消費支出には含めず民間総資本形成の一項目とされ、ここには自己持ち自己使用家屋の地代家賃が一般借家なみに帰属計算されて計上される。このほか勤務先からの現物支給の評価額、農家における食料燃料等の自家消費などが評価計上される。

個人消費支出の内容は、その支出対象によって種々区分されるが、現在家計調査等の分類に従って飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目に分けて表章されている。

個人消費支出の推計方法には、物的方針と人的方針の二通りの方法がある。前者は生産統計、配給統計等を用いて、企業などが生産物を個人に売上げる面

から推計するものであり、後者は家計調査等の一世帯当たり家計費と世帯数を用いて、個人が生産物を購入する面から推計するものである。現行の推計方法はこの両者の混合法によって推計され、費目によってその方法を異にしている。推計方法を述べれば以下のとくである。

1. 飲食費（酒、煙草を含む）

これは、いわゆる飲食費に自衛隊員の現物給与と学校給食費を加えたものである。

飲食費は、25年度の物的推計額を基礎にして人的方式による推計結果の傾向で延長推計されている。

自衛隊員の現物給与は分配国民所得に計上され、その見合いとしての消費は基礎推計においても完全に把握されていないので、29年から国・決算書より求めて加算している。

学校給食費も、政府補助分について個人の振替所得として、これと見合いの額を個人消費支出に計上するために、27年から国・決算書から求めて加算している。

2. 被服費

22歴年の物的推計額を延長して求めた25年度の実績をもとに飲食費と同様の方法で推計し、別途自衛隊員の現物給与を加算している。

3. 光熱費

29歴年の物的推計額を飲食費と同様の方法で延長推計している。

4. 住居費

住居費のうち、地代家賃（帰属分を含む）は、分配面の純地代家賃推計過程における33歴年を基準とした総地代家賃から生産用を控除、公営給与住宅分を加算して推計している。

地代家賃以外の住居費は、人的方式による推計額（地代家賃分を控除）によっている。

5. 雜費

人的方式による推計額をもとに、つぎの調整を行なっている。

(1) 加算項目

i 金融機関等の帰属サービス

これは、分配面の金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスおよび信託報酬（手数料）を加算したものからなっている。

金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、生命保険会社の帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入として求められる。34年以降信託報酬を加算しているが、これは信託勘定の損益計算書から求められる。

ii 社会保険による医療現物給付

これは人的方式によって求めた雑費では完全に把握されないので、社会保険診療報酬支払基金の基金年報、労働省関係資料等から、医療給付を行なう健康保険（日雇健康保険を含む）、船員保険、国民健康保険、労災保険、生活保護費（医療扶助）について推計している。

iii 本邦人海外純消費

海外旅行者の旅費その他海外における消費および外交団の海外消費から外国人の本邦内における消費を差引いた純額である。これは外国人の本邦内消費は上記各費目の支出に一応計上されているから、その部分を相殺するという意味で控除され、「国際收支表」から推計される。

(2) 控除項目

i 税外負担

この項目は「個人所得とその処分」勘定において個人の税外負担として計上されており、一方人的方式によって求めた雑費のうちにも含まれているので、そのままでは重複計算となるため、個人消費支出から控除することにしている。官公立学校の授業料、入学検定料、国立病院收入と免許手数料、徴罰没収金等の個人負担とみなされるものを決算書から推計する。

ii 火災保険料

これは家賃の原価のなかに織込まれており、一方人的方式によって求めた雑

費にも含まれているので、雑費から控除される。この推計は「保険年鑑」より保険料収入を求めて返戻金を差引き調整し、損害保険協会調による保険料の住宅分の比率を乗じて個人分の火災保険料が推計される。

iii 振替的支出等

人の方法によって求められた雑費には国民所得概念上個人間の振替とみられる仕送金・贈与金等が含まれ、また物的 методによる基礎推計と重複する支出もあるので「全国消費実態調査」などからもとめた控除率によって推計している。

(註)

1. 人の方法というのは、「家計調査法」ともいわれる方法であって、個人消費支出を農家と非農家（これは普通世帯と単身者に分けられる）に分け、それぞれを代表する世帯当たり（単身者は一人当たり）家計費×世帯数（単身者は人員）によって推計合算したもので、費目別に推計されている。家計費は「家計調査」および「農家経済調査」「全国消費実態調査」「国鉄職員生計調査」を利用し、世帯数や人口数は「国勢調査」「人口推計月報」「労働力調査月報」「世界農林業センサス」「農業調査」等を利用して求められる。
2. 物的 method には、「小売評価法」「小売販売法」「コモディティ・フロー法」等があるが、現行推計では、「小売評価法」によっており、これは生産統計、配給統計、輸出入統計等を利用して個人消費にまわる数量を求め、これに最終小売価格を乗じて個人消費支出を推計する方法である。

国内民間総資本形成

国内民間総資本形成は、民間部門における国内の物的資本への追加（資本の減耗部分に対する補填を含む）をあらわすもので、有形固定資産に追加される総固定資本形成と、原材料、仕掛品、製品などの在庫品残高に追加される在庫品増加とからなる。民間部門における資本形成であるから、公共事業費による道路、橋梁の建設とか、政府企業の設備投資や在庫品増加などは含まれない。

国内民間総資本形成は個人住宅、生産者耐久施設および在庫品増加の3者に分類されている。

個人住宅

個人住宅は、家計が所有する住宅（併用建物の居住用部分を含む）の追加

である。従って政府および民間企業の所有する住宅は含まれてない。

1. 一般居住専用住宅および非農業併用住宅の居住用部分

「建築動態統計」（建設省）を基礎資料として個人の建設する居住専用建築物と居住産業併用建築物（農業併用建築物を除く）の居住用部分の工事費予定額を求め、次にこの統計について推定される工事費予定額の過少申請、狭少面積建築（着工届出の対象となっていないもの）の統計洩れなどに対し、3割増の修正をする。居住産業併用建築物の中、居住用部分の占める割合については、「個人企業経済調査」（総理府統計局）などの資料により、全国平均60%とみなしている。

2. 農業併用住宅の居住用部分

「農家経済調査報告」（農林省）の「農家財産の増減形態」の農家建物新改築額に、別途えられる居住用部分の割合を乗じて一戸当たり平均額を求め、「これに農家戸数を乗じて推計する。

3. 分譲住宅

住宅金融公庫等の分譲住宅貸付契約残高の増加分より推計している。

生産者耐久施設

生産者耐久施設は、民間企業所有の有形固定資産への追加であって、土地（土地改良または土地造成の費用のみ）、建物（住宅および非住宅）、その他の建設輸送設備、機械およびその他の装置ならびに大動植物などからなる。

推計は、法人企業および個人企業にわけて行なわれる。

1. 法人企業

(1) 金融保険業をのぞく産業については「法人企業統計調査」を基礎資料として利用し、同「季報」による資本金200万円以上の法人の有形固定資産（建設仮勘定を含む。）新設額を、同「年報」より得られる資本金200万円以上と全規模の固定資産残高の割合によって拡大して、全規模新設額を推計する。

2. 金融保険業

民間金融機関の財務諸表から営業用有形固定資産の純増分を求め、これに、

営業用有形固定資産残高に平均償却率5%を乗じた減価償却費引当を加えて推計する。

2. 個人企業

(1) 農業 「農家経済調査報告」の「農家財産の増減形態」より全国平均一戸当たりの土地、建物、農機具、大植物、大動物の増加額（農機具以外は購入および資産分割による増加を除く）に農家戸数を乗じて推計する。

(2) 非農業 製造業および卸小売業は「個人企業経済調査」の「従業者規模別営業状況」から得られる一業主当たり設備費に、規模別ウエイトを乗じて全規模平均の一業主当たり設備費を求め、同様にして得られた一業主当たり営業利益に対する比率を求め、個人業主所得に乗じて推計する。

鉱業、建設業、運輸通信およびその他の公益事業については、直接推計し得る資料がないので、28年度以降は、26、27年度において適用した一業主当たりの営業所得に対する設備投資の比率の平均値を求め、個人業主所得に乗じて推計する。

なお、26、27年度推計における上記の比率は、「法人企業統計調査」の「年報」により資本金200万円未満の法人企業における付加価値に対する有形固定資産新設額の比率を採用したものである。

在庫品増加

在庫品増加は、企業の保有する原材料、仕掛品、製品などの物量上の増減である。従って数量的に変化がなく物価の上昇または下落のために生ずる名目上の在庫品増減は除かれねばならないが、現行推計では資料の関係もあって評価上の増減も含まれたものが推計されている。

推計は法人企業および個人企業にわけて行なわれる。

1. 法人企業

金融保険業を除く産業について推計を行なっている。まず「法人企業統計季報」より資本金200万円以上の法人企業について、前年度末および当年度末の棚卸資産残高（産業別、在庫種類別）を求め、それを「法人企業統計年報」よ

り得られた資本金200万円以上と全規模の棚卸資産残高の割合（産業別、在庫種類別）によって、全規模に拡大する。ついで、「季報」調査の資本金1億円未満の階層については年度初の標本法人数が固定されているため、同階層の年度末棚卸資産残高については、年度間増加法人の棚卸資産増加分が反映されていないので、別途税務統計などより求められる増加法人数などを利用してそれを推計する。かくしてえられた当年度末残高から前年度末棚卸資産残高を差引く。

このようにして求められた棚卸資産増加分のなかには、生産者耐久施設との重複分（建設仮勘定よりの半成工事への支出分は、受注産業においては、構卸資産の中にも含まれているが、それについては、現行推計方式では、「生産者耐久施設」において把握し、「在庫品増加」には含めないこととしている）が含まれているので、その重複分を建設業、造船業、重電機工業などについて推計し、これを控除して、在庫品増加額とする。

2. 個人企業

(1) 農業

「生産者耐久施設」の推計と同様の資料から「未処分農産物在庫増減額」と「農業生産資材在庫増減額」の全国一戸当たり平均額に農家戸数を乗じて推計する。

(2) 非農業

製造業、卸小売業については、「生産者耐久施設」の推計と同様の資料と方法から一業主当たり営業所得に対する「在庫品増加」の比率を求め、個人業主所得に乗じて求める。

鉱業、建設業、および運輸通信その他の公益事業についても、「生産者耐久施設」と同じ方法で算出された一業主当たり営業所得に対する「在庫品増加」の比率を個人業主所得に乗じて推計する。

輸出と海外からの所得

輸入と海外への所得

経常海外余剰

第4表 海外收支の項参照。

政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス経常購入

政府の資本形成

第3表 財政収支の項参照。

第9表 実質国民総支出

国民经济の成長を測る指標としては、その利用目的如何によって種々考えられるが、通常国民所得が年々増加することが経済の成長を示すといわれている。国民所得が前年に較べてどれだけふえたか、その割合が経済成長率といわれるものである。国民所得の増加率が経済成長率であるといつても、それには、対象とされる国民所得の概念の相違によって二つのものがある。一つは名目成長率といわれるもの、他の一つは実質成長率といわれるものである。名目成長率というのは、その年その年の貨幣価値による国民所得で計算された増加率であるのに対し、実質成長率というのは、物価変動を除去した国民所得によって求めた増加率であって、通常長期についていわれている経済成長率は、この実質成長率のことと指している。

ところで、国民所得にはいろいろ異なる概念による諸系列があるが、経済成長率を算出する場合最近は国民所得の諸系列のなかで国民総生産がもっともよく用いられるようになった。それは一国の経済活動の成果を包括的に示す指標としては、国民総生産が最も優れていると考えられるようになったためである。

経済成長率の算出方法には、いろいろの方法があるが、物価指数（デフレーター）等の関係もあって国民総支出の面から計測されている。

現在の実質国民総支出（総生産）の推計は、昭和28年以降についてつぎのような方法によっている。すなわち、そのときどきの時価で測られた名目の国民総支出（総生産）の構成要素を、個人消費支出、政府の財貨サービス経常購入、政府資本形成、民間の生産者耐久施設、個入住宅、民間在庫品増加、および経常海外余剰に分け、これらと範囲を同じくした物価指数を、基準年次を100とした

もの（これをデフレーターという）で会計年度の上半期、下半期別に割って実質額を求め、それらの合計として実質国民総支出を求める方法がとられている。具体的には個人消費支出と政府の財貨サービス経常購入には農村消費者物価指数（農林省）と都市消費者物価指数（総理府統計局）とを3:7のウェイトで平均した、いわゆる「総合消費者物価指数」を用い、政府資本形成と民間の生産者耐久施設に対しては卸売物価指数（日本銀行）中の投資財物価指数を、個入住宅については標準建築費指数（建設工業経営研究会）の中流住宅指数と庶民住宅指数とを全国主要8都市について単純平均したものを、在庫品増加については卸売物価指数中の総平均指数を、経常海外余剰については、輸出と海外からの所得と輸入と海外への所得に分け、それぞれを輸出入物価指数（日本銀行）によってデフレートし、えられた実質額の差引き差額として算出されている。

但し、27年以前については上述のように1年を上半期、下半期に分けて実質化するのではなく、年ごとにまとめて実質額を求めている。また民間総固定資本形成についても27年以前は生産者耐久施設および個入住宅に細別することなく、投資財物価指数（=生産財物価指数）で、その総額を割って実質額を求めている。

この実質国民総支出（総生産）は35年価格と、9~11年価格との二種が表示されている。

付 デフレーター算出方法

1 総合消費者物価指数

農村消費者物価指数と都市消費者物価指数とを「人的方法」による個人消費支出推計額の農家と非農家の割合3:7をウェイト（27年以前については4:6のウェイト）にして総合して算出している。

(1) 農村消費者物価指数

戦前については、昭和12年を100とした13~19年の全国農業会調「農村物価指数」を、9~11年平均を100とした5~13年の東京帝国大学調「農家購入物価指数」にリンクさせて、9~11年平均を基準とした5~19年の指數を得た。

戦後については26年度以降は農林省統計調査部調整課調「農村消費者物価指数」

を用いている。21～25年度については右の指標と旧指標「日本経済と国民所得」(経済審議会国民所得課)所載をリンクして使用している。

(2) 都市消費者物価指数

戦前については一貫した指標がないので、大正3年を100とした上田指標、大正3年7月を100とした朝日指標及び昭和12年7月を100とした統計局指標とを昭和11年を100とした森田指標を加味して直結し、一本にリンクして5～19年を求め、戦後は22年以降総理府統計局調「消費者物価指標(東京)」を用いている。21年度については日銀調「小売実効物価指標」によって推定されている。尚30年以降について東京の30年(戦前基準指標)を基礎にして30年基準の全都市の指標にリンクして使用している。

2 投資財物価指標

戦前については日銀調「卸売実効物価指標」(5～9年=100)を9～11年基準に換算して用いており。戦後は26年1月迄は日銀調「生産財実効物価指標」(9～11年=100)をとり、26年2月以降は日銀調「卸売物価指標」の生産財を、28年4月以降は同指標の投資財を用いてリンクしている。

3 標準建築費指標

26年6月基準の建設工業経営研究会調「標準建築費指標」を35年=100に換算して用いている。

4 在庫物価指標

在庫物価指標については日銀調「卸売物価指標」の総平均指標を用いている。

5 輸出・輸入物価指標

戦前については5～14年についての横浜正金銀行調査の指標(解説経済統計所載)、15～19年については前記横浜正金銀行指標の14年を基準として、米国の名目国民生産実質国民生産によって算出した逆算デフレーター(1947=100)とリンクして算出したものを用いている。21～27年度についても前記米国の逆算デフレーター等を用いて推定されている。28年度以降は日本銀行調「輸出入物価指標」を用いている。

参考表に掲示の35年基準デフレーターは上半期名目額+下半期名目額に上半期実質額+下半期実質額によって算出した逆算デフレーターである。

なお、9～11年基準デフレーターの29年度以降は、個人消費支出、国内民間総固定資本形成、民間在庫品増加、政府经常支出、政府資本形成、輸出、輸入の各項目ごとに $\frac{9 \sim 11\text{年基準の28年度指標}}{35\text{年基準の28年度指標}}$ で上記の35年基準指標を単純に換算したものである。

(参考) 季節調整済年率について

経済的時系列は一般に「傾向変動」、「循環変動」、「季節変動」および「不規則変動」という4つの変動要素の合体と考えられる。季節調整とは、こういう経済的時系列に統計的処理を施すことによって、原系列から「季節変動」部分を除去する手続きのことであって、この季節調整済系列は短期的な経済分析にとって重要なものである。

現行国民所得報告の四半期別国民所得統計においては、「連環比率法」によって季節調整を施した、国民総支出構成項目の季節調整済系列を掲載しているが、所得構成項目の季節調整済系列はまだ作成されていない。

なお、上記の「連環比率法」は、現実の経済指標がもっている、季節変動パターンの経年的な構造変化の可能性を無視して、対象となる全年次にわたって各期別の原系列値を、一定の季節指標で割って季節調整する、いわゆる“固定季節指標”による季節調整方法である。

季節調整済年率計算の算出方法

現行の四半期別国民所得統計の季節調整に用いている季節調整指標は、昭和26年度以降最近年次(今回は38年度)までの四半期別計数(原系列)を対象として、連環比率法によって算出されている。

その具体的な計算手順は次の通りである。

1 各系列(個人消費支出、法人設備投資など)ごとに、まず原系列の対前

期比系列を求め、この中から各四半期(第I～IV期)別に中央値として中位部分の4項の平均値を求める。

2 これらの平均値を第I四半期を基準にして逐次連乗し、第IV四半期における連乗指数と1との差を、複利的に各期の連乗指数に割り振り修正する。

3 この修正された連乗指数の年間平均が1となるよう調整された各四半期ごとの指数が季節調整指數である。

4 この季節調整指數によって原系列を除すと、季節調整済系列がえられる。

5 上記の方法によって求めた季節調整済系列の、期別の計数を、それぞれ4倍したものが、国民所得報告における季節調整済年率の計数である。

なお、民間在庫投資(在庫品増加)と財政支出(政府の財貨サービス購入)については、他の項目と若干異なった方法がとられている。

すなわち、民間在庫投資のうち農業在庫投資並びに財政支出のうち食糧管理特別会計の在庫投資については、年度間の四半期単純平均をもって季節調整済計数としている。また、民間在庫投資のうち非農業在庫投資部分については、昭和30年国富調査を基礎として各四半期ごとに在庫残高を推計して、この残高系列について上記の連環比率法により季節調整を行ない、その各期における増減額をもって、季節調整済計数としている。

(参考表) 季節調整指數

項目	期 別	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
個人消費支出		0.9605	0.9657	1.1141	0.9597
個人住宅		1.0530	1.0679	1.0265	0.8526
生産者耐久施設(法人)		0.9349	1.0544	1.0536	0.9571
〃 (個人)		0.6645	1.0324	1.5405	0.7626
在庫品残高		1.0084	0.9960	1.0022	0.9934
輸出と海外からの所得		0.9801	1.0103	1.0825	0.9271
輸入と海外への所得		1.0656	0.9578	0.9622	1.0144
政府の財貨サービス購入		0.7030	0.8605	1.1258	1.3107

注 「在庫品残高」は農業在庫を含まず、また「政府の財貨サービス購入」は食糧管理特別会計の在庫投資を含まない。